

台湾へのワーキング・ホリデー査証に関するQ & A

Q：ワーキング・ホリデーとはどういう制度ですか。

A：ワーキング・ホリデーとは、二国間の取り決めに基づき、各々の国が相手国の青少年に対して他方の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、自国において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を相互に認める制度です。

Q：ワーキング・ホリデー査証とワーキング(就労)査証との違いは？

A：ワーキング(就労)査証は就労を目的とした査証で、ワーキング・ホリデー査証は台湾での異文化理解を深めるための見学旅行を目的とした査証です。それぞれの発給要件、対象が異なります。

Q：日本人でワーキング・ホリデー査証を申請するには回数が制限されますか。

A：以前にワーキング・ホリデー査証で台湾に入国した経験のある方は二度と申請できません。つまり、申請は以前に本制度を利用したことのない方に限ります。

【発給対象】

Q：日本人でワーキング・ホリデー査証を申請するには年齢制限がありますか。

A：申請時の年齢が満18才以上、30才以下の方に限ります。

Q：私は三ヶ月後に31才になりますが、まだ申請できますか。もし査証が発給されたら、年齢の関係で台湾での滞在期間が短縮されますか。

A：満31才になる前であれば、申請は可能です。発給許可が下りた後は、台湾での滞在可能期間は通常通りになります。

Q：海外に住んでいる日本人は申請できますか。

A：発給要件として申請時日本国内に居住していることが条件です。海外在住の邦人は申請できません。

Q：私は留学ビザで現在台湾に来ています。卒業は二ヶ月後ですが、現地でワーキング・ホリデー査証に切り替えできますか。

A：日本国内在住が申請条件ですので、卒業して、まず日本に帰国してから申請してください。

Q：私は結婚していますが申請できますか。

A：申請はできますが、被扶養者を同伴することはできません。ただし被扶養者に別途査証が発給されている場合はこの限りではありません。

【申請手続き】

Q：ワーキング・ホリデー査証は何処で申請しますか。

A：平成21（2009）年6月1日から東京にある駐日本代表処の以外に横浜弁事処、大阪弁事処、福岡弁事処、那覇弁事処は申請を受付します。

Q：申請する際に本人の出頭が必要ですか。

A：必ず申請者本人が窓口で申請してください。郵送、FAX、ウェブサイト、代理申請は受付しません。

Q：申請する際に面接が必要ですか。また、日本語しか分からないのですが、それを理由に申請拒否されますか。

A：審査官が必要と判断すれば、面接を行います。原則として言葉の理由で申請を拒否することはありません。

Q：査証申請を提出して発給するまで、どれくらい時間が掛かりますか。

A：通常は早ければ翌日午後発給されますが、事情によって遅くなることもあります。

Q：申請者は定員数に達した場合、選定はどうなりますか。

A：年間5000名（2014年9月24日から）の定員ですが、申請者が定員をオーバーした場合の具体的な決め方は検討中です。

【台湾での滞在生活】

Q：「ワーキング・ホリデー」査証で台湾入国した外国人の雇用主は、行政院労工委員会に労働許可を申請する必要がありますか。

A：「外国人雇用許可及び管理法」第4条の規定により、「ワーキング・ホリデー」査証は労働許可として認められますので、その査証で入国した外国人の雇用主は労工委員会に労働許可を再申請する必要はありません。

Q：ワーキング・ホリデー査証で台湾に行きたいのですが、現地では青少年のための優遇措置がありますか。

A：台湾の行政院青年輔導委員会は、青少年のために旅行専用のホームページを開設しています。そこから台湾留学あるいは観光に関する様々な情報を得る

ことができます。中でも青少年旅行カードの無料申請（500項目以上の旅行優待があります）携帯電話の無料貸し出し・青年旅館（一泊500台湾ドル）、Tour Buddy（利用無料）、TR Pass（鉄道旅行割引券）等の情報が得られます。詳しくは <http://www.youthtravel.tw> をご覧ください。。

Q：ワーキング・ホリデー査証で台湾の入国し、滞在期限180日の満了後の更新手続は可能ですか。

A：ワーキング・ホリデー査証の滞在期限は180日ですが、個人の都合で滞在を延長しようとする場合、滞在期限が切れる15日前から、居住地の移民署サービスステーションにおいて無料で更新手続きができます（旅券を持参してください。）申請するには申請用紙のほか、定住所が要求されます。更新が許可されると旅券の残存期間とビザの有効期限〔一年間〕を限度に最大180日の在留期間を与えられます。

Q：ワーキング・ホリデー査証で台湾に入国したら台湾政府からアルバイトなどを斡旋してもらえますか。

A：いいえ、これはあくまでも個人の海外体験学習旅行ですから、政府は紹介または推薦する立場にありません。

Q：台湾に着いてから住む場所は制限されますか。

A：いいえ、特別に制限されません。ただし個人の安全を確保してください。

Q：台湾での就労について注意しなければならないことがありますか。

A：基本的に職種や仕事の内容について制限はありません。基本的に職種や仕事の内容について制限はありません。ただ風俗関係などに関わる就労は認められませんので、ご注意ください。